

「持続可能な広域救急医療提供体制」 の実現へ

～安定的な運航体制による広域救急医療の確保に向けて～



令和3年12月

 関西広域連合

要 望 書

ドクターヘリは、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げている。

平成 19 年に議員立法により成立した「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の後押しもあり、現在では全国で 45 道府県に 54 機が導入されている。

特に、関西広域連合では、4 次医療圏“関西”の実現を目指し、関西広域連合管内 7 機のドクターヘリによる府県域を越えた一体的な運航により、管内全域で 30 分以内での救急医療提供体制を確立しているところである。

さらに、近隣県ドクターヘリとの相互応援の推進等により、管内の山間、離島に至るまで、二重・三重のセーフティネットを構築するなど、関西 2 千万府民・県民・市民の安全・安心を確保している。

このように、ドクターヘリは広域救急医療にとって極めて重要であり、今後も安定的な運航体制を維持するためには、運航経費に対する所要の財源を確保する必要があるため、次の事項について格段の配慮をされるよう要望する。

- 将来にわたり安定的な運航体制が確保できるよう、「医療提供体制推進事業費補助金」から「ドクターヘリ導入促進事業」を分離すること。
- 格納庫や燃料庫の整備・維持管理費など現在の制度上補助対象外となっている経費も含めたドクターヘリの運航等に対する安定的な財政支援の仕組みを別途設けること。
- 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を抱え、ドクターヘリの代替手段のない地域を運航対象とする場合に、特例措置として補助基準額の増額を行うこと。

以上、広域救急医療において必要不可欠であるドクターヘリの運航経費の充実・確保を図るため、恒久的かつきめ細やかな財政支援制度を整備すること。

令和 3 年 12 月

関西広域連合

広域連合長

仁坂 吉伸（和歌山県知事）

広域医療担当委員

飯泉 嘉門（徳島県知事）